



# 令和6年度京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業 (2次募集)

## ○ 補助制度の概要

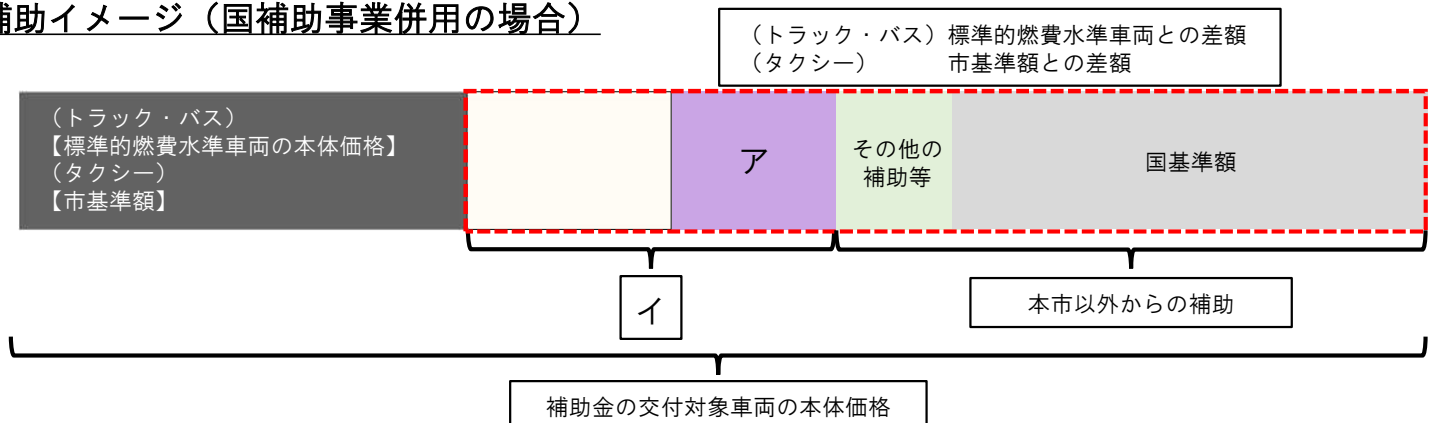
自動車運送事業で使用する車両への電気自動車（EV）等の導入は、普及初期段階であり、事業者にとっては、運送車両や充電設備に係る費用面での負担が大きいことに加えて、充電時間を考慮した運行計画・配送計画を構築する必要がありますといった課題があります。

本事業では、自動車運送事業者に対し、EV等の車両の導入に掛かる費用を支援する補助金を交付し、EV等導入時の運用事例を創出します。その導入や運用に係るノウハウを収集、周知啓発を行うことで、自動車運送事業における脱炭素化を促進します。

補助金の交付対象者	① 京都市内に事業所又は営業所を有している貨物運送事業者、バス・タクシー事業者 ② ①の事業者に補助金の交付対象車両をリースするリース事業者 ※ 地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人又は団体は補助金の交付対象外です。 ※ HVトラックについては京都市地球温暖化対策条例で定める特定事業者でない者に限ります。				
補助金の交付対象車両の要件	① 環境省の「令和5年度（補正予算）商用車の電動化促進事業」、「令和6年度商用車の電動化促進事業」又は「令和6年度環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」（以下、「国補助事業」という。）の補助対象車両として登録された車両であること。 ② <u>令和6年4月26日から令和7年3月14日までの期間に初度登録がなされる車両であること</u> （令和6年9月30日以前になされた交付申請に基づき交付決定を行った補助事業に係る車両を除く。） ③ 車検証の「使用の本拠の位置」欄が京都市内であること。				
補助対象経費	補助金の交付対象車両の車両本体の購入に掛かる費用（オプション等を含みません。）				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本補助制度は国補助事業等との併用が可能です。 ただし、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が実施する「グリーンイノベーション基金事業費助成金」などの、実質的に電動化に要する価格差がなくなる補助事業は併用できません。その他の補助事業等の併用については、事前にご相談ください。</li> <li>● 補助金の交付対象車両の使用者1者につき、1両の導入を上限とします。</li> <li>● 補助金の交付は予算の範囲内で行い、原則先着順とします。 ただし、同日着の場合は令和6年4月26日から同年9月30日までの期間中に交付申請をしていなかった補助事業者による交付申請を優先します。</li> <li>● 車両導入後は、車両の使用者による年1回の稼働実績の報告を必須とします。（3年間）</li> </ul>				
補助金額	補助金の交付対象車両の種類	補助金額		補助上限額	予算の範囲 190万円
	トラック	EV	ア 【標準的燃費水準車両との差額】×1/9 イ 差額から本市以外からの補助金等を差し引いた金額のいずれか低い額	30万円	
		HV	ア 【標準的燃費水準車両との差額】×1/8 イ 差額から本市以外からの補助金等を差し引いた金額のいずれか低い額	20万円	
	バス	EV	ア 【標準的燃費水準車両との差額】×1/9 イ 差額から本市以外からの補助金等を差し引いた金額のいずれか低い額	40万円（中・大型） 30万円（小型）	
タクシー	EV ※軽除く	ア 20万円 イ 補助金の交付対象車両の本体価格から【市基準額】や本市以外からの補助金等を差し引いた金額のいずれか低い額	20万円		

- 【国基準額】：「国補助事業」の実施要領から算出・公表されている補助対象車両の型式ごとの基準額  
 【標準的燃費水準車両との差額】：国補助事業の補助対象車両と標準的燃費水準車両の本体価格との差額  
 EVバス・EVトラックの場合：【国基準額】×3/2、HVトラックの場合：【国基準額】×2  
 【市基準額】：本市が設定した標準的なガソリン車両の本体価格（265万円）

### 補助イメージ（国補助事業併用の場合）



## ○ 交付申請受付期間

交付申請受付期間は、補助金の交付対象車両と使用者の規模等により、以下のとおりとします。

補助金の交付対象車両の区分		使用者の種別	交付申請受付期間※1
トラック	EV	貨物運送事業者のうち、全ての個人事業主又は事業者	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月14日
	HV	貨物運送事業者のうち、市が定める特定事業者※2でない者	
バス	EV	バス事業者のうち、全ての個人事業主又は事業者	
タクシー	EV	タクシー事業者のうち、全ての個人事業主又は事業者	

※1 申請期間中であっても予算の上限に達した場合は、早期に申請受付を終了します。

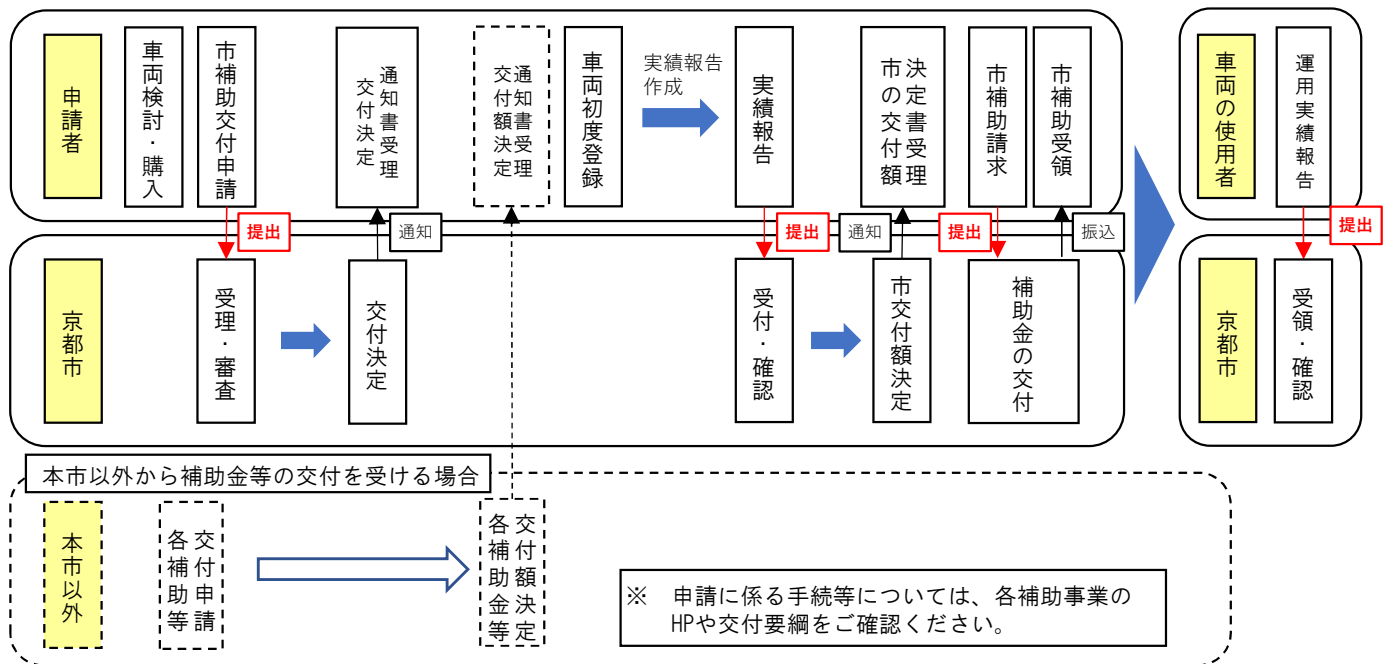
※2 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第7号に定める特定事業者の要件に該当する者

## ○ 提出書類

交付申請を行う際は、補助金交付申請書に以下の書類を添付して提出してください。

添付書類	内容
添付書類	① 導入計画書
	② 補助金相当額分の値下げが確認できる、リース料金の算定根拠明細書（リースの場合）
	③ 架装等を除く車両本体価格が明記されている、車両の購入又はリースに係る見積書の写し
	④ 現在事項全部証明書の写し（法人の場合） 住民票の写し（個人事業主の場合）※ともに発行後3か月以内のものに限ります。
	⑤ 本市以外からの補助金等を受領する予定の場合、その額がわかる書類 交付申請時に添付できない場合は、実績報告時に添付してもよいものとします。
	⑥ 企業概要パンフレットや、ホームページを印刷したものなどで、使用者の事業概要と規模が確認できる書類

## ○ 補助交付申請の流れ（初度登録前に申請する場合）



【問い合わせ先】 京都市環境政策局地球温暖化対策室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

**TEL : 075-222-4555**

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）

9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）

e-mail : ge@city.kyoto.lg.jp

京都市HP（京都市情報館）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000324336.html>

